

第9回 鹿児島県公文書管理委員会 議事録

1 日時

令和6年12月26日（木）午前10時～午前11時30分

2 場所

鹿児島県庁 行政庁舎7階 7-A-2会議室

3 出席した委員

米田委員長，黒沢委員，桑畑委員，寺尾委員（Web），中島委員（Web）

4 会議に付した事案

- (1) 令和6年度廃棄予定公文書について
- (2) 鹿児島県の公文書館に求められる機能等について

5 議事の概要

- (1) 令和6年度廃棄予定公文書について

公文書管理条例に基づく委員会への意見聴取として、令和6年度廃棄予定公文書について概要等を事務局が説明し、以下の質疑応答があった。

廃棄予定公文書について、今回意見聴取のあった文書は歴史公文書に該当せず、廃棄は適当であるとして、委員会の意見をとりまとめた。

○ 桑畑委員

今回、移管と報告のあった22件について、移管が必要であると判断した理由を教えてください。

⇒（事務局）

公文書管理規程の選別基準に基づき各所属の判断の下、移管が必要であると報告があったものである。

事務局としても、将来的に県民の知的財産になり得るものであり、歴史資料として、残す必要があるべきものであると考えている。

○ 寺尾委員

事前に2点ほど質問しており、すでに1点は補足資料で解決しているが、改めて口頭で述べさせてください。

1点目は、知事部局本庁の廃棄予定公文書一覧の中に、県政かわら版・グラフかごしまといった刊行物や、カウントダウンボード、PRグッズといったグッズのようなものが掲載されていたので、これが公文書としての取扱いとなるかということである。補足資料で、このことについては、それぞれ刊行物等そのものではなく、掲載のための伺い文書や、そのPRグッズ等を作成するにあたっての文書であるということが確認できたため、この点については、承知した。

2点目は、県警本部及び警察署の廃棄予定公文書一覧に、「死体発見速報」というものがあり、一律で保存期間30年と設定されていたが、事件の性質にかかわらず、一律30年と規定することの妥当性である。例えば、社会的影響の大きい事件や将来的に研究対象となるような可能性がある事件については、必ずしも廃棄予定公文書に該当せず、関連資料として、歴史公文書に該当する可能性があるのではないかと考えている。このような公文書の保存期間を一律とすることが妥当なのかということ

とについて、関係部署及び他の委員の意見を伺いたいと思う。

⇒（事務局）

事前に委員から問い合わせのあった「死体発見速報」の保存期間満了時の措置の考え方について、警察本部等に確認を行った。

「死体発見速報」は発見現場の状況等が記載された書類であり、保存期間の満了時に一律に廃棄されるものではなく、事件性があるもの、或いは捜査・起訴等に発展するような恐れのあるもの等については、別途保存をしているといった状況であるとのことであった。

⇒（寺尾委員）

今回、私たちが廃棄の妥当性を検討する立場にあるが、その点については、県警本部におまかせするといった考え方ということか。

⇒（事務局）

県警の考え方からすると、事務局へ廃棄として報告があった分については、事件性等がない、或いは今後の状況等に影響がないと整理したものであると認識している。

⇒（米田委員長）

廃棄予定公文書一覧を確認するときに、判別に対して不安があると毎回確認しなければならないことになってしまう。一覧のとりまとめの際にファイル名を工夫する等があれば、寺尾委員の疑問のようなものは、審査の時に出てこないと思うので、検討をお願いしたい。

○ 黒沢委員

今回、事前送付のあった廃棄予定公文書は、2万7000弱であり、事務局からの最終的な送付時間が日を跨いでいた。廃棄予定公文書をチェックする体制、労力とその量が見合っているのか。

それをチェックする委員会も、この2万7000弱の廃棄予定公文書を5人でチェックすることが相応の方法なのかということが気になっている。

⇒（事務局）

条例を制定している都道府県は全国18都県であり、その内8県で、本県と同様に公文書管理委員会へ廃棄予定公文書についての意見聴取を行っている」と承知している。

この8県については、廃棄予定公文書の一覧表を作成し、委員への意見聴取を行っている」と伺っている。

それ以外の都県については、実施機関だけで判断しているところ、公文書館や知事への協議により廃棄しているところと、様々である。

条例上、公文書管理委員会に意見を聞くという整理の県では、廃棄予定公文書一覧を作成して、同じような量の意見聴取をしているという状況である。

体制については、これを専門に行う職員がいない中で、対応せざるをえないという状況であるため、委員の先生から意見・質問をいただきながら、積み重ねをしているところである。事前に廃棄予定公文書をチェックする中で、その積み重

ねにより分かってきたことで修正が必要になるなど時間を要している部分がある。各実施機関も今年度初めての作業であり、慣れていないため、作業に遅れが生じており、委員へ送付する時期も遅れてしまうという状況である。

我々も経験を積まないといけない部分、やり方を工夫しないといけない部分があるかと思うが、他県の状況を見ながら、整理をしていかないといけないという認識である。しばらくの間は、ご不便等をおかけする場所があるのではないかと認識をしている。

⇒（黒沢委員）

委員側の不便よりも、労務管理の点でこの方法が妥当なのかといった意見である。

⇒（米田委員長）

我々の方も、これだけの数を見るのはそれなりに時間取られるが、その下準備の作業の膨大さは想像に難くないと思っている。最初なので、苦労はあるが、量が多すぎると学習できないまま進んでしまう部分もあると思うので、スケジュール感を見直し、1回の委員会で諮られる量を検討してもよいのではないかと。

早く廃棄の整理をした方がよいのは間違いないが、実際に文書は保管されており、緊急の事態というわけではなく、意見聴取が終わったものについては処分できる環境になっている中で、事務局側のワークロードと委員側のチェックするスケジュール、具体的な資料個々について理解して判断できているのかといった問題点がある。これだけ多様なものを1人の人間で見られるはずがないというのが実態なので、手がかりを探してそこを深掘りするということができない。その部分を事務局がチェックしており、さらに各所属でもチェックをしているとは思いますが、今年度初めてということもあり、各所属の理解がどの程度進んでいるか不透明な部分もある。特に警察での公文書の扱いについて不適切な文書を回していたという報道もあったので、認識を改めていただいた上でチェックをしないと、残すべきものが残せず、廃棄してしまうことになる。

黒沢委員の意見にあった仕事のペースも含めて、場合によってはスケジュールの変更を検討する必要があると思う。

また、委員が文書について学習しなければいけない部分もあるので、そういう機会をいただくとありがたい。是非、そのあたりの配慮をしていただければと思う。

○ 中島委員

事前に照会させていただいたことについて、改めて確認させていただきたい。

1点目は今回、保存期間10年ものものが非常に多く、特に補助金関係のものについてお尋ねした。

個別案件の補助金の交付等に関しては、特に重要な案件でない限りは、歴史公文書に該当するとは思わないが、交付要綱のような補助金の交付の基準や要件を定めるものであれば、一定の重要性があるのではないかとということで、考え方を整理しておく必要があると思ったことも含め、今回、照会させていただいた。

国から示された通知を綴っているだけであれば、歴史公文書に該当しないと考え

られ、鹿児島県として何か独自の部分があるといった場合においても、その事業を主管する部局でなく、写しとして保存しているというようなものであれば、歴史公文書に該当しないと思っている。

実際に歴史公文書に該当するものはそれほど多くないとは思いますが、独自のものが含まれている、県でオリジナルに実施した事業や補助金などがあるというのであれば、一定の価値があると考えたところである。

照会に対する回答については、基本的に了解したところである。

もう1点、審議会関係について、いくつか照会させていただいた。

審議会の配布資料や諮問・答申に関わる文書は重要ではないかというようなことからお尋ねした。

今回、変更点のみをまとめたリストの中に、漁業調整委員会の変更後の一覧が示されており、公文書ファイルの概要の記載事項については理解した。例えば、委員会の答申は知事からの諮問であるので、知事部局側に諮問の文書があると、答申書は知事に発出されているので知事部局で保存されていると納得でき、答申に至る過程である委員会での審議内容については、議事録で確認ができる。

この文書自体は、答申の起案及び答申書の写しを保管しているものということであり、答申の起案と書いてあるが、この委員会における答申の決裁はどこでどのように行われているのか。

これは漁業調整委員会に限らず、公文書管理委員会も、審議案件自体が諮問されて、答申をするといった手続きがとられている。公文書管理委員会の答申書は事務局側で最終的に保存される。これは、委員会の事務局であると同時に文書管理を所管していることから一体のものとして管理されるということになるが、議案書の場合に、そこでの決裁はどこに残っているのかということをお聞きしたい。

諮問書の内容や答申書の内容は、それぞれの諮問書や答申書で確認でき、その過程の審議経過なども議事録などを見れば分かる。

ただ、その知事部局側に残される答申書が適正な手続きを経て、確実な意思決定、決裁をしたということの証拠はどこに残るのか。

文書の真正性や完全性、信頼性というものは、文書そのものの適正さだけでなく、複数の文書間の関係によって確保される。

起案して決裁となった経緯というのは、事務局側に残されていると思うが違うのか。

文書の作成や管理の習わしや作法というのは組織ごとに異なると思うので、実情なども含めて、聞かせていただければと思う。

⇒（事務局）

委員会としての答申・起案等の取り扱いについての質問かと思う。

公文書管理委員会については、委員長にご了解いただいた答申内容を、事務局である学事法制課が、公文書管理委員会からの意見の答申として文書管理システムで起案し、保存をしている。

漁業調整委員会の事務手続きについては、改めて確認したいと思うが、委員会を開催して、答申が出た場合には事務局で決裁をとり、書類を事務局が保管していると思う。

細かいところは把握できていないので、漁業調整委員会に確認させていただき、外部の委員会で答申をする場合の事務手続き、起案の関係については、改めて報告させていただきたいと思う。

学事法制課では複数の外部の諮問機関を所管しているが、各委員会・審議会の中で、審議いただいた内容については、議事録で公表しており、決裁は、答申案という形で審議内容を付して事務局で起案・決裁しているので、他の事務局においても同様の手続きがなされていると認識している。

⇒（中島委員）

今回の案件のように、別の実施機関であると、複数の実施機関間の文書のやりとりとなる。そのときに発出された文書が真正な文書であるということを証明できるのは、発出元の文書の意味決定が証拠となる。

知事部局内で同じであっても、部局が異なれば、それぞれ部局間で決裁をして文書のやりとりをすることがあると思う。似たようなことは、どこにでも起こることだと思うが、それぞれの委員会の事務局で決裁をとっている決裁文書というものは、答申書の確かさを一番証明する文書であり、重要な文書になるのではないか。

個別の委員会だけではなく、すべての機関に関わることであり、各実施機関の判断もあると思うが、事務局で考え方をきちんと整理された方がよろしいのではないのかと思う。

⇒（米田委員長）

質問のあった要綱の基準についてはいかがか。

⇒（事務局）

補助金の要綱について、知事部局においては、公文書管理規程の別表で、保存期間満了時の措置の基準を設定している。

その中で、重要な要綱・要領等の制定又は改廃及びその経緯に関する公文書については、「移管」としており、一般的な要綱・要領等に関する公文書については「廃棄」として整理している。

要綱・要領等については、補助金の交付に関するものから事務手続きに関するものなど様々であるので、要綱・要領等のうち、重要な要綱・要領等の制定や改廃、その経緯に関する公文書については「移管」という整理である。

この重要なものをどう判断するかというところが、ポイントだと思っ
ているが、先ほど委員からあったように、県の独自性や公共性・公益性の高さ、影響度などを考慮した上で、総合的な判断が必要だと認識している。

⇒（中島委員）

実施機関によっては、具体的に概要の記載をしており、照会をかける必要がないと判断したものもあったので、次年度以降の審議のときには、より概要を具体的に記載していただくと照会をかける件数も減ると思うので、ご検討いただきたい。

⇒（事務局）

意見聴取の方法や廃棄予定公文書一覧表の書き方については、委員から意見をいただき、その積み重ねでより良いものができるようになっていくものだと認識している。今の委員のご指摘も踏まえて、次回以降に

いかしていくことで資料の精度を上げていきたいと思っている。

⇒（米田委員長）

重要な文書が廃棄されないよう、気配りを各所属にお願いしたいと思う。

(2) 鹿児島県の公文書館に求められる機能等について

公文書館に求められる機能等について、これまでの委員会でいただいた意見のとりまとめの素案を事務局から説明し、以下の質疑応答があった。

○ 桑畑委員

これまでの委員会での意見がよくとりまとめられていると理解する。

最後の「今後の検討にあたって」の二つ目の丸のところでは、今後、県において、様々な検討が必要であるという現状を踏まえると、人材を育成するとか、施設を建てるということは、早々にできないことであり、基本的に難しいことであると認識しているが、基本的に難しいと言ってしまうと最初から諦めているように感じてしまう。そこを目指していくということが、大前提ではないかと思う。

○ 寺尾委員

鹿児島県の設立初期の資料の散逸状況を公文書館で、どのようにカバーしていくかという件について、とりまとめていただいたように、既存施設との機能のすみ分けということが、問題として上がることは妥当であり、今後先方の機関の意見も聞くべきだということ、十分に認識した上で、この点について補足したい。

鹿児島県の近代の歴史に関しては、資料の不足によって全体に対しての歴史もわかりにくくなっている。鹿児島県という言葉の定義は難しいが、特にこの委員会において述べているのは、鹿児島県庁の作成した公文書が、ほとんど残っていないということに対する危惧である。例えば、明治期に活躍している鹿児島出身者の松方正義に関する関連書簡などを収集するといった方向性ではなく、あくまでも鹿児島県の活動履歴として、可能ならば鹿児島県が発信して、届いた先で保管されているものなどを中心に、探索していくということを意見として述べている。

黎明館などが積極的に収集していく資料とは方向性が異なっていると思うので、公文書とは何かというものを十分に認識しながら、考えていく必要があるということを追加して述べたいと思う。

また、先ほど中島委員からも疑問が提起された決裁に関する資料についても、明治期の資料を確認すると、おおよその傾向として、発信する資料の案を作って、その資料の内容の妥当性を回覧して、印鑑を押してもらって決裁していくというシステムがあり、印鑑を押された場所によってその立場が変わる。このような文書構造が、複数の文書を積み重ねて分析することによって明らかになっている。

その分析をするための資料もないといった状況なので、1件1件は、特に重要性のない文書かもしれないが、全く保管されていないものについては、その重要性は一旦置いて、鹿児島県が公文書として確認できるのであれば、調査・保存対象にしてもよいと個人的には考えている。

他の委員と意見の齟齬があるかもしれないが、長期にわたって失われている歴史資料の収集を、公文書館が研究課題、収集・保存課題とする場合に、鹿児島県に関する歴史資料の定義をもう少しわかりやすい形に、言葉を補ってみてはどうかと思

う。

○ 中島委員

寺尾委員の意見の中でもあったが、「鹿児島県」という言葉には、組織体としての「県」であるのか、「県域」であるのか、或いは「県民」であるのかという複合的・多層的な意味合いが込められていると思う。この「鹿児島県」という言葉から、イメージされるものは様々であると思うので、対象を完全に絞り込むのか、或いは優先順位をつけるのかということは、今後かなり丁寧に検討されていくべきことだと思う。

今回、とりまとめていただいた想定される施設機能等について確認する中で、事務局から論点として提示されたものに対して、委員会として応答できていないところがあると考えたので、幾つか述べさせていただきたい。

全体に関わることだが、2ページの「公文書館での収集・保存に関すること」で、収集・保存する文書等の範囲について、様々な意見が出ているが、寄贈や寄託あたり、県側が積極的に収集していく形で、受け入れた資料や文書を、制度上どのように位置づけるのかということ自体が論点になり得る。

公文書管理条例第2条第2項第2号の「特定歴史公文書」と同じ扱いをするかどうか。「特定歴史公文書」と同じ扱いをすると、受け入れた文書や資料は原則として永久保存となり、利用請求の対象となることになる。

同条の中でも、第2項第3号にある「図書館、博物館その他、これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保管されているもの」とするかどうか。

これは公文書館という施設を制度上位置付けていくということにおいて、重要な論点となるので、今後検討していただきたいと思います。

寄贈・寄託や収集するときに、現在、市町村が保有する公文書を資料として受け入れや収集する場合に、それは特定歴史公文書と同じ扱いをしなくていいのかということも、論点になるだろうと思う。これは非常に大きな論点になるのではないかと考えた。

同じ2ページの主な意見の2個目の丸に、「全国に散逸している歴史資料」とあるが、「散逸」は「散在」とした方がよいのではないか。「散逸」は、バラバラに行方がわからなくなっているような状態であるため、「逸」という言葉は使わないほうがいいのではないかと思う。

3ページ②の「公文書館での受入及び利用準備の対応」で、保存に必要な措置の実施や特定歴史公文書の修復が記載されているが、修復については、極々軽微な処置以外は、専門的な教育訓練を受けた者による作業が必要となる。自治体の場合は外部委託になる可能性が高いと思うが、軽微な処置以外は一定の専門的な教育訓練を受けた者が持っている技術によって行われる必要があると思う。修復以前に、文書や資料の保存状態を把握する必要があり、日常的に把握していくことはかなり難しくなっていくと思うので、概要調査に限定されるが、文書受入時にできるだけ確認することが望ましい。

想定される施設機能等の2つ目の点で、「利用制限事由に関する事前審査」とあるが、これはできるだけ計画的に行っていくことが望ましいと考える。

利用請求によらずに簡便な手続きによって県民の利用に供することができるというような意味でも、事前審査ができるだけ進められるということは望ましいことであると思う。

4点目の「特定歴史公文書の目録作成」について、公文書管理条例の規範の範囲に入る特定歴史公文書に関しては、受け入れから1年以内に目録を作成し、公表するという業務のリズムを作っていくべきだと考える。

公文書管理条例が目録の記載に従って利用請求をするという仕組みになっているということもあるが、受け入れから1年以内というのは、作業上の合理性のためである。保存期間も毎年度満了し、各実施機関から移管されるということになるので、1年以内に終わらせないと、積み残しが発生してしまう。

③の「特定歴史公文書の管理・保存に関する対応等」で、1つ目に専門書庫の設置とあるが、公文書館の設置を考えるに当たって、県は既存施設の活用を優先することが基本線である。これは理解した上で、立地条件について書かれていないので、災害リスクの低い地域に立地する施設を検討していただきたいと思う。

特定歴史公文書に限らず、様々な資料を収集するといった場合に、複製でない限りは一点物ということになるので、災害リスクの低い地域に立地していただきたい。

4ページの「県民の利用に関すること」で、公開及び利用の促進に向けた取り組みの記載がある。すみ分けという話もあったが、すみ分けた上で連携をするということが大事である。

インターネットに目録情報やデータベースを公開することが前提になるが、データベースの横断的な検索ができるようシステムの連携を行うことが望ましい。単独で行うことは難しいが、県立図書館などでも県内市町村の図書館のデータベースを連携していたりする。これらも参考にしながら、公文書館が保存して利用に寄与しているといった情報にアクセスしやすい状態をつくり出していきたいと思う。

そのために、すみ分けをした上で連携するといったことが、大事になってくると思うので、ぜひ検討していただければと思う。

○ 米田委員長

様々な箇所に意見があったので、事務局で整理されるときに盛り込んでいただくようお願いしたい。

桑畑委員からもありましたが、最後の「今後の検討に当たって」のところは退いた感じの表現になっているので、基本的に難しいということはわかっているけれども、もう少し前向きな書きぶりに、直していただくとありがたい。少し前向きではあるもののやむを得ないといったニュアンスがあるといいと思う。このような公文書の中で、なかなか表現しづらい部分かもしれないが、工夫していただければ。

年度内に1回とりまとめなくてはいけないので、次回委員会までに、1、2回修正した文書を見せていただければありがたいと思う。

それぞれ委員の思いや意見等がはっきりとなるので、反映されるように手配をお願いしたい。

6 その他

次回は、令和7年2月頃に開催予定として日程調整。